

宮崎市公共施設使用料設定基準

～持続可能な、最適な公共施設サービスの提供を目指して～

平成 28 年 7 月（令和 5 年 6 月改定）

宮崎市総合政策部
都市戦略局都市戦略課



目次

第1	設定基準の概要		
1	策定の目的	……	1
2	設定基準の対象施設	……	1
第2	設定基準策定の背景（現状と課題）		
1	人口構造の変化	……	2
2	社会保障費の増加	……	2
3	公共施設の老朽化	……	2
4	受益者負担の公平性の課題	……	3
5	課題解決のために	……	3
第3	使用料算定の基本的な考え方		
1	使用料の算定方法	……	4
2	原価（コスト）	……	4
3	受益者負担割合	……	5
第4	使用料の算定		
1	使用料の算定条件	……	8
2	使用料の算定方法	……	8
第5	その他		
1	類似施設間での使用料の統一	……	9
2	激変緩和措置等	……	9
3	料金体系の整理	……	9
4	子どもが使用する場合の使用料	……	9
5	減額・免除の取扱い	……	10
6	使用料の見直しのサイクル	……	10

第1 設定基準の概要

1 策定の目的

本基準は、「宮崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、「持続可能な、最適な公共施設サービスの提供」を実現するために、適正な公共施設の使用料を設定し、公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を保つこと、子どもや孫たち将来世代の負担を軽減していくことを目的とします。

2 設定基準の対象施設

本基準の対象となる施設は、法令等で使用料を徴収できない等の施設(下表参照)を除くすべての公の施設とし、施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を図るため、原則として使用料を設定します。

また、市が条例で定める金額の範囲内で指定管理者が利用料金を設定する「利用料金制」を採用する施設についても、本基準の考え方にに基づき利用料金の上限額を設定します。

なお、目的外使用については、別途使用料を算定します。

■使用料基準の対象外となる施設

	施設例
法令等で使用料を徴収できない施設	小中学校、図書館
法令等で算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設	市営住宅、保育所、幼稚園、児童クラブ、社会福祉施設
公営企業に係る施設	上下水道、病院、中央卸売市場
利用者が幼児・児童に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設	児童館、児童センター、児童プール
利用者が高齢者に限定されることから使用料の設定にあたって配慮が必要な施設及び施設の一部	【施設】老人いこいの家、老人福祉センター、高岡老人福祉館 【施設の一部】浴室（総合福祉保健センター、佐土原地域福祉センター、西部地区農村環境改善センター）、高齢者ふれあい室
不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園施設（無料）、運動広場等
地域に特化して固有の歴史・文化財等を保存、展示、伝承することを目的としていることから、使用料の算定にあたって配慮が必要な施設	歴史資料館、大淀川学習館
その他別途使用料を算定すべき施設	葬祭センター、学校体育施設

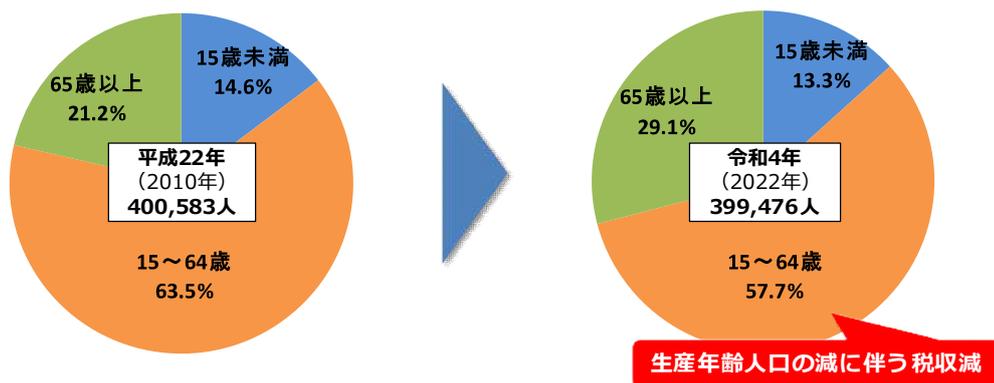
第2 設定基準策定の背景（現状と課題）

1 人口構造の変化

本市の人口は、平成 25 年（2013 年）をピークに減少傾向となっており、年齢別では、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合が大きく減少しています。

この傾向は今後も続くことが予想され、生産年齢人口の減に伴う今後の税収減は避けられない状況となっています。

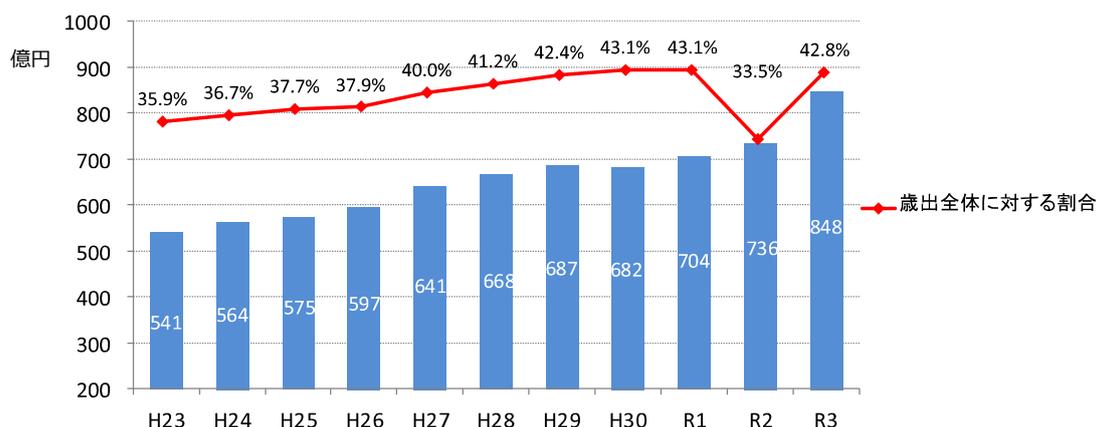
■本市の年齢別人口の割合（各年 10 月 1 日現在）



2 社会保障費の増加

老年人口の増加に伴い、福祉にかかる経費（扶助費）や医療・介護関係の特別会計への繰出金といった社会保障費は年々増加しており、平成 27 年度以降は、令和 2 年度を除き、歳出全体の 4 割以上を占める状況となっています。

■本市の社会保障費の推移（参考：地方財政状況調査）



3 公共施設の老朽化

現状のハコモノ施設の改修更新にかかる費用は年平均で約 50 億円ですが、これらの施設を今後も保有し続けた場合、今後 50 年間で総額約 6,640 億円（年平均で約 133 億円）、長寿命化等により費用の削減を図った場合でも、約 4,260 億円（年平均で約 85 億円）が必要になる見込みとなっています。

■ 今後 50 年間の改修更新費用の推計（宮崎市公共施設等総合管理計画）

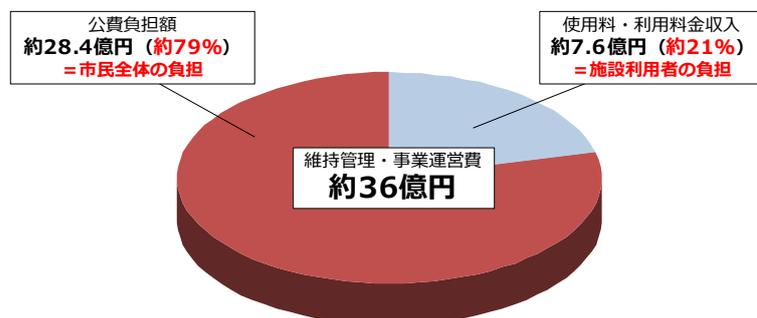


4 受益者負担の公平性の課題

本市の一般貸出等を行っている施設の維持管理・事業運営費（＝ランニングコスト）に対する使用料及び利用料金収入の割合（コストカバー率）は約 21%となっており、残りの約 79%は公費で賄っています。

これは、施設の維持管理にかかる費用を、施設を全く利用しない人も含めて市民全体で負担しているということであり、施設を利用する人と利用しない人との間で公平性が保たれていない状況となっています。

■ 一般貸出等を行っている施設の受益者負担の状況（平成 30 年度実績）



また、本市の使用料は、これまで近隣の自治体を参考にするなど、施設ごとに独自に設定しており、統一的な基準で算定していません。さらに、二度の市町合併により旧町から引き継いだ施設は、合併前の使用料がそのままとなっているため、同じ利用用途でありながらも市域・町域などにより使用料に差異が生じています。

5 課題解決のために

これらの課題を解決するためには、あらゆる方策により、公共施設を時代のニーズに即したものとしていくことが必要です。その一環として、本市では、受益者負担を原則とする使用料の統一的な見直しについて検討を進めてきました。

また、令和 4 年度には、有識者や関係団体の代表者等で構成する「宮崎市公共施設使用料の見直しに関する市民検討会」を設置し、外部の意見も踏まえながら考え方の整理を行いました。

持続可能な公共施設サービスを提供するため、本基準の考え方にに基づき、適正な使用料の設定に取り組んでいきます。

第3 使用料算定の基本的な考え方

1 使用料の算定方法

使用料は、積算根拠を明確にして、市民のみなさんへの説明責任を果たすために、施設の維持管理のために必要となる「原価（コスト）」と「受益者負担割合」に基づき算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

2 原価（コスト）

施設にかかる経費には、維持管理費や事業運営費といったランニングコストと、施設建設費や土地取得費などのイニシャルコストがありますが、使用料の算定における原価（コスト）には、ランニングコストのみを含めます。

一方、公の施設は市民全体の財産であり、世代を超えて、誰もが利用できる機会があることから、イニシャルコストは原価（コスト）には含めず、公費で負担することとします。

施設にかかる経費（全体の費用）		
施設にかかる維持管理費・事業運営費 （ランニングコスト）		施設建設費・土地取得費 （イニシャルコスト）
人にかかる経費・物にかかる経費		
使用料 （受益者負担）	公費負担	公費負担
↓	↓	↓
施設を利用する 市民のみが負担	施設を利用する市民・利用しない市民の両方が負担	

原価（コスト）に含まれる維持管理費・事業運営費には、「人にかかる経費」と「物にかかる経費」があります。

「人にかかる経費」は、サービスの提供や施設の維持管理に直接従事する職員の人件費をその範囲とし、具体的には、施設に配置されている正職員や嘱託職員にかかる人件費となります。

「物にかかる経費」は、サービスの提供や施設を維持管理していく上で必要となる物件費をその範囲とし、具体的には、施設の運営に必要な事務用品費や光熱水費、委託料などの費用のほか、通常の維持補修のための費用が対象となります。

■人件費の内訳

給与	サービスの提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員（正職員・嘱託職員）に要する費用
報酬	
手当	
共済費	

■物件費・維持補修費の内訳

共済費	臨時職員に対する社会保険料等
賃金	臨時職員に対する賃金
旅費	打ち合わせ等の出張にかかる費用
消耗品費	事務用品等の購入にかかる費用
燃料費	ガソリン、灯油、ガスなどの費用
印刷製本費	コピー、パンフレットなどの印刷にかかる費用
光熱水費	電気料金、上下水道使用料などの費用
修繕料	施設や備品の修理にかかる費用
通信運搬費	電話料金、郵便料金などの費用
広告料	広告にかかる費用
手数料	クリーニング代などの費用
保険料	火災保険などの費用
委託料	指定管理料や施設の保守点検にかかる費用

上記の物件費・維持補修費の中には、会議室の冷暖房や体育館の照明といった設備にかかる経費も含まれるため、本基準に基づき算定した使用料は、原則、それらの設備の使用料も含んだ金額となります。ただし、体育室の冷暖房や屋外スポーツ施設の夜間照明のように、利用の範囲が限定的な設備については、別途使用料を設定します。

3 受益者負担割合

施設の維持管理にかかる経費は、施設利用というサービスの対価として、利用者からの使用料でその一部を賄っています。その使用料の設定が著しく安価な場合、必要となる経費の多くを公費で負担することになり、施設を利用しない市民にとっては不公平な状況となることから、利用者（＝受益者）には一定の負担をしていただくことが必要です。

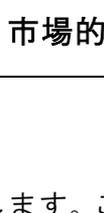
ただし、施設によって、その設置目的や提供しているサービスは様々であり、利用者に負担を求めるにあたっては、施設の公共性についても配慮をする必要があります。

そのため、施設の公共性を「市場性」と「必要性」の2つの要素から判断し、施設ごとに「受益者負担割合」を設定することとします。

(1) 市場性

「民間によるサービス提供の度合い」により公共性の大小を判断します。この判断にあたっては、民間による同種または類似サービスの提供があるか、事業としての採算性により行政と民間の競合が成り立つか、といった観点から「公共的」と「市場的」に区分します。

■民間によるサービス提供の度合い（縦軸：市場性）

	性質	公共性
公共的	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間による同種（類似）のサービスの提供がない施設（全国的にはあるが本市への進出が望めないものを含む） ● 採算性等の問題により、民間によるサービスの提供が望めない施設 	公共的  市場性  市場的
市場的	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内において民間による同種（類似）のサービスが既に提供されており、手軽に利用が望める施設 ● 民間においても採算性があり、既に行政と民間の競合が成り立っている施設 	

(2) 必要性

「生活していく上での必要性の度合い」により公共性の大小を判断します。この判断にあたっては、日常生活をしていく上で必要となるものか、そのサービスの利用層は世代を問わずに広いものなのか、個人の価値観や嗜好により利用するものなのか、といった観点により、「選択的」と「必需的」に区分します。

■生活していく上での必要性の度合い（横軸：必要性）

	選択的	必需的
性質	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活をより豊かなものにするため、それぞれの価値観や好みによって利用を選択できる施設 ● 個人的な趣味やレクリエーションの範囲として利用される施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活をしていく上で必要とされる生活水準を確保するため、世代を問わず広く利用される施設 ● 日常生活をしていく上で必要となる知識、教養などを習得するための施設
公共性	選択的  必需的	

(3) 受益者負担割合の設定

この「市場性」と「必要性」の2軸の区分により4つの領域を設定し、それぞれの領域の受益者負担割合を50%、75%、100%の3段階で割り振ります。

- ・「市場的」かつ「選択的」な施設 → 100%
- ・「市場的」かつ「必需的」な施設 → 75%
- ・「公共的」かつ「選択的」な施設 → 75%
- ・「公共的」かつ「必需的」な施設 → 50%

そして、各施設を提供するサービスの性質により分類し、それぞれ4つの領域にあてはめていきます。原則として、施設ごとに50%、75%、100%の3段階で設定していきますが、当然、利用の目的が同一となるような他の類似施設の負担割合とのバランスも考慮します。



■ 主な施設の受益者負担割合

施設種別	主な施設の例	必要性	市場性	受益者負担割合	設定の理由	
医療保健福祉施設	総合福祉保健センター、佐土原地域福祉センター、田野総合福祉館	必需的	公共的	50%	<ul style="list-style-type: none"> ● 受益者の範囲が幅広く、必要性が高い。 ● 民間による同種・類似のサービスの提供がない施設であり、市場性が低い。 	
集会施設	公民館等					公民館、交流センター、農村環境改善センター、高岡交流プラザ
	文化ホール等	選択的	公共的	75%	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の趣味やレクリエーションの場として選択的に使用する施設であり、必要性が低い。 ● 民間による同種・類似のサービスの提供がない施設であり、市場性が低い。 	
スポーツ施設	市民文化ホール、市民プラザ、清武文化会館、佐土原文化ホール					体育館、運動公園、運動広場、プール
展示施設	科学技術館、アートセンター					フェニックス自然動物園、フローランテ宮崎
保養観光施設	自然休養村センター、石崎の杜鯨鯨館	選択的	市場的	100%	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活をより快適なものにするために選択的に使用する施設であり、必要性が低い。 ● 民間にも同種・類似するサービスが提供されている施設であり、市場性が高い。 	

第4 使用料の算定

1 使用料の算定条件

実際の使用料の算定は、下記の条件に基づき行います。

- 条件①** 貸出スペースごとに使用料を徴収する施設については、稼働率が100%と仮定して算出する。
- 条件②** 個人単位で使用料を徴収する施設については、年間の目標利用者数を達成できるものと仮定して算出する。
- 条件③** 実際に市の収入となっている使用料ではなく、減免している使用料も含める。

つまり、実際に必要な原価（コスト）に対して、「稼働率が100%または年間目標利用者数を達成」かつ「減免する使用料が0円」の場合に、受益者負担割合分を賄えるような金額で使用料を算定します。

このような条件で、本来あるべき使用料を設定した後は、施設の稼働率または年間利用者数をできる限り100%に近づけるように努めるとともに、使用料を減免する対象についても同時に見直します。

2 使用料の算定方法

(1) スペース単位での貸出施設の算定方法

ホールや体育館など1室（面）につき使用料を徴収する施設は、

$1 \text{ 室あたりの原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$ で使用料を算定します。

手順①：1㎡あたりの原価（時間） = 施設全体の原価（コスト）÷貸出可能面積÷年間開館時間

手順②：1室あたりの原価（コスト） = 1㎡あたりの原価×室面積×貸出可能時間

手順③：1室あたりの使用料 = 1室あたりの原価（コスト）×受益者負担割合

※ ただし1室あたりの原価（コスト）が明確な場合は手順①・②は省略する

(2) 個人単位での利用施設の算定方法

プールや動物園など利用者1人につき使用料を徴収する施設は、

$1 \text{ 人あたりの原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$ で使用料を算定します。

手順①：1人あたりの原価（コスト） = 施設全体の原価（コスト） ÷ 年間目標利用者数

手順②：1人あたりの使用料 = 1人あたりの原価（コスト）×受益者負担割合

なお、上記の考え方では使用料の算定が難しい施設は、別途、実態に即した方法により算定を行います。

第5 その他

1 類似施設間での使用料の統一

使用料の設定にあたっては、新しい施設は修繕費などの維持管理費が低廉に抑えられるため使用料を安くするという考え方もあれば、一方では、利用者の快適性や満足度が高まることから使用料を高くするという考え方もあります。

このように相反する考え方がありますが、基本的には、同一の利用用途・規模の施設であれば、同種のサービスを提供できるため、使用料も同一である方が利用者にとってわかりやすいと考えられます。

そのため、類似施設がある施設の使用料は、施設の「古い」「新しい」にかかわらず、「利用用途」「規模」に応じて、統一した金額を設定するものとします。

2 激変緩和措置等

使用料の見直しにより大幅な値上げとなった場合、施設の利用が低下し、収支バランスが悪化することも想定されます。このような場合には、激変緩和措置として、見直し後の使用料を見直し前の概ね 1.5 倍に止めるものとします。

ただし、旧市域の施設と旧町域の施設では、見直し前の使用料に差があるため、施設ごとに激変緩和措置を適用すると、類似施設間での使用料の統一が難しくなってしまう。

そのため、類似施設間で統一の使用料が設定された施設については、見直し前の額にかかわらず使用料を統一し、その結果、1.5 倍を超える値上げとなる場合には、2 回に分けて段階的に値上げを行うなど、経過措置の適用を検討するものとします。

なお、類似施設間の統一の使用料の設定にあたっては、各区分の代表的な施設を基準として、その見直し前の使用料の 1.5 倍を上限とするなど、大幅な値上げを抑制するための措置を講じるものとします。

また、使用料算定の結果、現行よりも値下げとなる場合には、本市の財政状況や受益者負担の現状を踏まえ、金額を据え置く等の調整を行います。

3 料金体系の整理

会議室や体育館のようにスペース単位で貸し出す施設では、利用者の利便性向上のため、文化ホール等施設を除き、原則、1 時間単位の貸出及び使用料の設定に統一します。また、各施設に設定されている料金区分についても、類似施設間で統一を図り、利用者にとってわかりやすいものとします。

4 子どもが使用する場合の使用料

スポーツ施設では、子育て世代の負担軽減を図るため、中学生以下は一般（本基準により算定された額）の 1/3、高校生は 1/2 の使用料に設定します。

5 減額・免除の取扱い

使用料を見直す際には、減額・免除の対象についても見直します。

減額・免除は政策的な理由などによる特例的なものですので、真にやむを得ないものに限定する必要があります。

減額・免除の適用事由は次のとおりとし、各施設の特性（設置目的など）を勘案した上で、施設ごとに判断します。

- (1) 市内在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者が利用する場合
- (2) 市内在住の要介護（支援）認定を受けている者及びその介護者が利用する場合
- (3) 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校が、保育活動・学校教育活動等で利用する場合
- (4) 文化ホール等施設の大ホールを、市内の高等学校、大学主催で利用する場合（ただし、30%程度の減額に止める）
- (5) 公益的な活動、または市が事業支援（運営補助や活動補助など）する「団体」が、施設の設置目的に沿った活動を行い、かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動やその運営に係る会議・活動で利用する場合
- (6) その他の団体が、施設の設置目的に沿った活動かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動で利用する場合（ただし、50%程度の減額に止める）
- (7) 市が主催、共催する場合

なお、利用料金制を導入している指定管理施設において指定管理者が設定する減額・免除については、この考え方の対象外とします。

6 使用料の見直しのサイクル

使用料は、原則、5年のサイクルで直近の原価（コスト）に基づく再算定を行います。

また、見直し後は、各施設の収支や利用状況を継続的にモニタリングし、本基準で定めるコストの範囲や算定条件、激変緩和措置等の基本的な考え方についても、市の財政状況や社会情勢の変化等を考慮しながら、妥当性を検証していきます。

なお、指定管理者制度を導入する施設のうち、利用料金制を採用する施設では、利用料金の上限額の見直しにより、指定管理者の収支などに影響を与えることが予想されるため、原則、指定管理者の選定期間に合わせて見直しを行います。

宮崎市公共施設使用料設定基準

平成 28 年 7 月 策定

令和 5 年 6 月 改定

宮崎市総合政策部都市戦略局都市戦略課

TEL 0985-25-2111（代表）